



令和元年台風 19 号災害

赤い羽根共同募金が被災地の災害ボランティアセンターを支えます

全国の共同募金会が「災害等準備金」約 2 億 5 千万円を拠出

◆赤い羽根共同募金へのご協力により積み立てられる「災害等準備金」が被災地を支えます

令和元年台風 19 号災害で被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

全国の都道府県共同募金会では、災害に備えて赤い羽根共同募金の一部を積み立て、災害発生時に被災地の災害ボランティアセンターの運営等への助成を行う「災害等準備金」制度を設けています。

先般の台風 19 号災害においても、被災地の共同募金会では、災害等準備金により災害ボランティア活動の支援を展開していますが、特に被害が大きかった宮城県、福島県、栃木県、長野県の 4 県におけるボランティア活動を支援するため、全国の都道府県共同募金会から 4 県の共同募金会に対して、災害等準備金約 2 億 5 千万円を拠出することになりました。

全国各地で、毎年多くのおみなさんにご協力いただいている赤い羽根共同募金から積み立てられる「災害等準備金」が、令和元年台風 19 号災害の被災地でのボランティア活動を支えます。

◆「災害等準備金」制度の歴史と仕組み

阪神・淡路大震災の経験から制度化

「災害等準備金」は、1995（平成 7）年の阪神・淡路大震災において被災者支援に大きな役割を果たした災害ボランティア活動の重要性をふまえ、2000（平成 12）年に社会福祉法第 118 条に法定化されました。

共同募金会の全国ネットワークを活かして災害に備えています

「災害等準備金」の特徴は、①3 年間の積み立てから即応的な支援ができること、②自県内の災害時の支援に加えて、都道府県を越えた区域外への拠出ができることです。

各都道府県共同募金会では、毎年共同募金から 3% を上限に「災害等準備金」を積み立て、災害時に求められるボランティア活動への支援に備えるとともに、甚大な災害が生じた場合は、全国の共同募金会のネットワークを活かした支援を行います。

これまでの災害でも多くの助成を行っています

2006（平成 16）年に発生した新潟県中越地震では、初めて県域を越えて「災害等準備金」の拠出が行われました。2011（平成 23）年の東日本大震災では、被災地の約 150 か所の災害ボランティアセンター等に総額 8.8 億円、2016（平成 28）年の熊本地震では熊本県内 19 か所の災害ボランティアセンターに総額 2.8 億円、2018（平成 30）年の平成 30 年 7 月豪雨では、被災地の 59 か所の災害ボランティアセンターに約 2.2 億円の助成が行われました。

◀「支援金」も募集中▶

「ボラサポ・台風 19 号」募金受付中！支える人を支える募金（支援金）へのご協力をお願いします。

中央共同募金会では、台風 19 号災害で被災された方々への支援活動を行う NPO・ボランティアグループなどの活動に助成を行うため、「ボラサポ・台風 19 号」の募金を受け付けています。

また、「ボラサポ・豪雨災害」では、今後の被災地における支援活動の長期化を見据え、活動日数 31 日以上を対象とした中長期助成の公募を受け付けています。詳細は、中央共同募金会のホームページをご参照ください。

●お問い合わせ先：社会福祉法人中央共同募金会 運動推進部

TEL：03-3581-3846（FAX：03-3581-5755）

メール：suishin@c.akaihane.or.jp

ホームページ：<https://www.akaihane.or.jp>